

国際取引法学会・金融税制部会における報告概要

報告年月日：2025年3月8日(土)

東北学院大学法学部准教授 高浜 智輝

報告テーマ：「パートナーシップ持分譲渡における事業体アプローチと集合体アプローチについて－1954年法及び今日の取扱いの検討を中心に－」

【報告要旨】

1. パートナーシップ課税における2つのアプローチ

アメリカ合衆国のパートナーシップには2つの考え方がある。1つは、パートナーシップの構成員であるパートナーの集合体として解する集合体アプローチ(aggregate approach)である。もう1つは、パートナーシップをパートナーから独立した主体として捉える事業体アプローチ(entity approach)である。1954年に制定されたといわれるパートナーシップ課税制度(Subchapter K)は、この2つの側面を取り込む形で構成されており、今日もこれが維持されている。ただし、これら2つのアプローチは定義づけられていないことから講学上の概念として理解されているといえる。

ここで、Subchapter Kがなぜ2つのアプローチを考慮した規定振りとなったのか、2つのアプローチに基づいて課税上の取扱いがどのように区分することを想定したのかは明らかではない。加えて、1954年改正に至るまでの動向は十分に整理されていない状況にある。

そこで本報告では、パートナーシップ持分の譲渡の観点において1954年法および今日の取扱いを整理しこれらに関わる裁判例も取り上げつつ、1954年法から導入されたSubchapter Kにおける事業体アプローチと集合体アプローチの考え方が現在も合理的であるかを検討するものである。

2. パートナーシップ持分の譲渡の観点におけるパートナーシップ課税の変遷

パートナーシップ持分の譲渡に関する課税上の取扱いは、1954年においてはじめて制定された(741条・751条(a))。741条は持分の譲渡をキャピタルゲインとして取り扱うことを認める原則規定であり、751条(a)は一定の所得について通常所得として取り扱うことを定めた例外規定である。前者は事業体アプローチを採用し、後者は集合体アプローチを採用したものである。そうすると、どのような理由によりこれらの規定の関係が構築されたか、事業体アプローチと集合体アプローチの線引きはどのような点にあるのかが問題となる。この点につき、本報告では1954年以前にパートナーシップ持分の譲渡について争われた1942年のShapiro事件巡回裁判所判決、1950年のSwiren事件巡回裁判所判決並びに当時のアメリカ法律協会(ALI)および議会の公開資料・改正法案の内容を基に、事業体アプローチと集合体アプローチの関係について述べることにする。そして、実際の1954年法における課税上の取扱いを確認するとともに1954年法に対する批判・課題について確認する。

今日の 741 条および 751 条(a)は 1954 年法と同様の規定振りである。しかしながら、2017 年改正以前は非居住者のパートナーがアメリカ合衆国内のたな卸資産に起因する利益を含むパートナーシップ持分を譲渡した場合の譲渡益が 751 条(a)の対象となるかは不明確な状況にあった。この点について争われた事件が 2024 年 7 月の Rawat 事件巡回裁判所判決である。そこで、本報告ではこの Rawat 事件巡回裁判所判決を検討し、今日のパートナーシップ持分の譲渡の課税上の取扱いについて裁判所はどのように理解しているかを検討する。そして、パートナーシップ課税と国際課税の関係について裁判所がどのように理解したかについても検討したい。なお、2017 年改正以降、アメリカ合衆国では 864 条(c)(8)が制定されたことにより、非居住者のパートナーシップ持分の譲渡益にたな卸資産が含まれる場合には通常所得として課税されることとなった。そのため、上記の問題についても立法による問題の解決がなされた。

3.本報告における考察

以上で検討したことを踏まえ、1954 年法から導入された Subchapter K における事業体アプローチと集合体アプローチの考え方が現在も合理的であるかを考察する。そして、今日において純粋な(pure)事業体アプローチまたは集合体アプローチを採用することが可能か、国際課税との関係等についても検討を行いたいと考えている。また、わが国で争われた組合持分の譲渡に関する裁決である平成 28 年 3 月 7 日裁決や外国子会社への現物出資の課税関係が争われた塩野義製薬事件等にも触れ、わが国への示唆を得ることとした。